戦争へのくわだて断て

被爆30周年原水禁大会近づく

一触即発の朝鮮半島

核競争下 許せぬ自衛隊増強

「いかなる国の核兵器にも反対し、原水爆の全面禁止を実現しよう」ほかのスローガンをかかげる被爆三十周年原水爆禁止世界大会は近づいた。広島・長崎大会の日程（別項）もきまったが、ようやくベトナムの戦火がやんでほっと息をつくひまもなく、こんどは海一つ向うの朝鮮半島に一触即発の危機がつくり出され、それがわが国をも核戦争にまきこみかねない情勢のなかで開催される世界大会だけに、とりわけ真剣なとりくみが求められている。

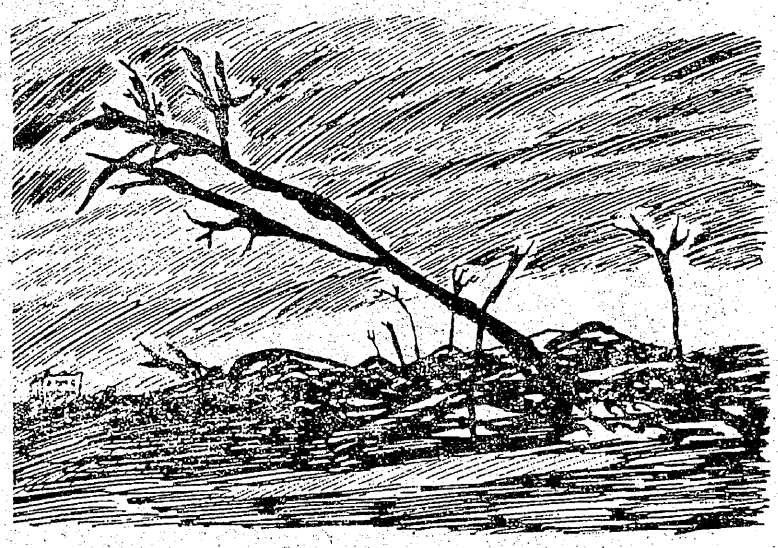

一瞬のうち一面の焼け野が原

広島と長崎に、世界ではじめて原爆が投下されてから三十年目を迎えようとしている。

すでに今年度の大会日程もきまったが、今年は特に、ベトナム戦争敗北後のアジアの軍事支配体制の再編・強化をたくらむアメリカにより、隣りの朝鮮半島では核戦争の恐怖をともなっての重大危機がつくり出され、国内的にも原子力船〝むつ〟や、玄海町原子力発電所での放射もれから、わが国の原子力開発体制のもつ危険性がはっきりするなど、恐るべき情勢のなかで開催される世界大会である。

かたがた自民党は明らかに憲法改悪の意図をもつことが、稲葉法相の言動によってさらけ出され、まったく不必要な自衛隊の増強が三木政府の手ですすめられようとしている。

今世界大会が目前に近づいているが、このとき原水禁大牟田市協議会は「まず第一に、三十年前全国民一人のこらず叫んだ反戦平和のさけびを、もう一度全国民のさけびとしてひろげよう。第二に、その力を自民党内閣に向け、戦争政策を即時やめさせるため行動を起こそう。第三に、そのためのたたかいの出発点として、原水禁世界大会を成功させよう」と、市民に呼びかけた。

原水禁運動も、朝鮮人被爆者の救済・外国人被爆者の差別撤廃・被爆者援護法制定・日本非核武装宣言の確立など、一定の成果をかちとってきたことでもあり、この運動をますます強めることがいっそう重要な国民的課題となってきた。

なお世界大会日程は次の通り。

広島大会
八月五日　開会総会
〃　六日　分科会、階層別会議
〃　七日　統一集会
長崎大会
八月七日　大会前夜祭
〃　八日　各分科会、階層別会議
〃　九日　世界大会総会

平和行進日程

世界大会に先だち平和行進が行われるが、その日程は次の通り。

荒尾市民大会
七月二十八日午後五時三十分、労働会館で大会。

大牟田市民大会
七月二十九日午前九時、市役所前で大会。終了後大牟田市役所前から船小屋まで平和行進。

山野災害、会社に有罪判決

会社は保安を怠った

遺族、損害賠償請求か

かねて福岡地裁で進行していた山野炭鉱災害刑事責任追及裁判は、六月三十日、「保安を怠った罪は許されぬ」として、会社側有罪の判決がいい渡され、会社側が全面的に敗北した。今後は当然胎動してくるに違いない、遺族の損害賠償請求に注目が集まっている。

福岡地裁の小川宜夫裁判長は、当時の山野鉱業所（福岡県嘉穂郡稲築町・四十八年三月閉山）採鉱部長福井千秋被告ら四人に対し、執行猶予三年付の禁固二年六カ月などの刑を課し、同時に法人としての山野鉱業（三宅周防代表精算人）に対し十万円の罰金刑をいい渡した。

山野災害は、規模として三池炭じん大爆発についで戦後二番目に大きな事故で、四十年六月一日午後零時十五分ごろに発生、死者二百三十七人、負傷者二十九人（何と負傷者の少ないことか）を出している。

それはガス爆発だった。

ここでも、「火源は何か」で争われてきたが、会社側は法廷で「旧係員詰所前で爆死した機械工がキャプランプを分解して、その接点をドライバーなどでこすっているうち、その熱か火花がガスに引火したのだ」と、まるで死者に責任を背負わせるようなことを主張してきていた。

これに対し小川裁判長は、「現場の被害状況を総合的に判断すれば、鑑定書が結論ずけた電磁開閉機のアーク灯説に合理的根拠がある」と検察側の主張を全面的に認めたもので、三池大災害裁判の原告団員の顔にはあふれるよろこびをかくせない、といった表情が見られる。

こんどの判決について、三川指導部十一分会（CO患者が結集）新聞〝いのち〟はいち早く反応を示し、次のように述べている。

×

三川鉱大爆発は戦後のわが国で最大の災害だったにもかかわらず不起訴とされ刑事問題にもされなかったことを考える時、私達被災者は改めて問題にしなければならないと思います。

私達は、三川鉱大爆発をめぐって不起訴にした検察側の責任を追及すると共に、加害者三井鉱山に対し一一・九大爆発や九・二八坑内火災など大災害の責任を率直に認めさせるため、社会的に大きな力を結集しなければなりません。

でも今度の判決は、私達のたたかいが一歩づつ着実に前進しているあかしでもあります。

今何をなすべきか

摂津革新市政を調査して思ったこと

渋田紀生

今地方自治体は、自民党政府の手で独占に奉仕させられ、地域住民の犠牲にもとずく中央集権による支配体制が強化されています。

特に私たちの納めている税金の七割が中央に吸い上げられ、地方自治体の財源となる分はわずか三割に過ぎません。その一部が、補助金や交付金として、政府より自治体へ還流する仕組です。

ですから、国の意向に従わない限り、円滑に仕事が進まなくなって結局政府の事実上の強制となってゆくわけです。

私たち大牟田市民は、現在電気税訴訟闘争を取り組んでいます。

摂津市はすでに、昭和四十八年八月二十五日、東京地方裁判所に対して、保育所の設置に要する経費の内の二分の一は、国の負担で行きたい。なおその管理・運営費についても、その十分の八を国が負担してゆくことを、児童福祉法五十二条と五十三条に明確に規定されているにもかかわらず、国が自から法律違反を犯している事実を指摘し、さらに国の負担金・補助金等の地方公共団体に向けての支出額は、地方公共団体が当該国の支出に係る事務を行うために、必要でかつ十分な金額を基礎としてこれを算定しなければならない——との趣旨を踏みにじっているとして、たたかっています。

今日すべての自治体が同じような立場に立たされ、住民に対する福祉行政は後退の一路をたどらざるを得ないのが実体です。

大牟田市の電気・ガス税闘争も摂津市と同一の立場に立つたたかいで、違っている点は大牟田市が保守市長であって摂津市が革新市長だということです。

全国革新市長総会も、これらの訴訟の意義について全面的に支援を決議し、各市町村自治体も独自の訴訟闘争を取り組むよう準備にはいっています。

大牟田市の場合、訴訟を提起してこそおれ、それを推進する内部体制は弱く、社会党を中心に野党が結束して大地評、特に市職労組が前面に出た闘いとなっています。古賀現市長とその与党は、機会さえあれば取り下げざることを考えているのです。

従って、摂津市との交流を通じてたたかいの輪を広げ、連帯を強化するために、各労組の代表者が摂津市の実態調査を行うことになったのです。

摂津市は、大阪府に隣接して人口七万四千人余の都市で、市制をしいてから八年目になります。

かって田園地帯だったところに急激な都市化の波が押し寄せ、今では大阪都市圏の中核市の一つとして、その発展が期待されているところです。

人口は市政施行当時の二倍以上にふくれあがり、これに伴い都市問題が深刻化し、住民の要求も質量ともに増大する一方です。

人口構造の特徴は、二—三十代の若い市民層が多いことで、しかも共働き世帯が圧倒的です。

たとえば、ゼロ歳児から五歳児までが、人口の十四・六％（全国平均は十・三％）で、保育所の設置が若い母親の切実な要求となっています。だから、一小学区に一保育所を基本目標にしているわけです。

現在保育所は五カ所。保母さんや看護婦さんが常駐。日本一の保育所です。

保母さんの希望によって建設された近代的施設は、大牟田とは比較できません。

ほか総合福祉会館などの事業概要を見ても、体育館、市民センター、老人センター、母子センター、心身障害者センター家庭児童相談室、児童センター等完備され、また婦人労働会館も設立され、見るもの聞くもの大牟田の比ではありませんでした。

自治体も、市民本位の行政を行えばこんなにも立派になるということが、ここに明らかとなっています。

労働都市大牟田は、永い間三井に支配され、三井に奉仕することが当然のことのようにされてきましたが、私たちは摂津市の実態を調査して、今なにをなすべきかを思い知らされました。

何はおいても、団結こそが「市民による市民の行政」を実現することを信じ、たたかってゆくべきではないでしょうか。

（筆者は三池労組書記長）

市民センターにもうけられた児童のための福祉施設。こんな施設にも、市の細い配慮の目が感じられた。